

第1章 計画の概要

【1】計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方、介助者の不足など、その支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、これからの障がいのある人への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

そのような中、平成30(2018)年4月に「障害者総合支援法^{※1}」の改正法及び「児童福祉法の一部を改正する法律(以下「児童福祉法」という。)」の施行により、障がいのある人の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設などが進められました。また、医療的ケア児への支援や障がいのある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「障害児福祉計画」の策定も定められました。

令和3(2021)年5月には「障害者差別解消法^{※2}」が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことをはじめ、令和4(2022)年5月には、障がいのある人における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ推進法^{※3}」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

さらに、令和5(2023)年3月には、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

本市では、令和3(2021)年3月に策定した、令和8(2026)年度までを計画期間とする「宇和島市障がい者計画」において「うわじまノーマライゼーションプラン」を基本理念と定め、様々な障がい者福祉施策を推進しています。また、同年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定に基づく「宇和島市障がい福祉計画(第6期)」及び「宇和島市障がい児福祉計画(第2期)」(以下「前期計画」という。)を一体的に策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきました。

前期計画は、令和5(2023)年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「宇和島市障がい福祉計画(第7期)」及び「宇和島市障がい児福祉計画(第3期)」(以下「本計画」という。)を策定し、障がいのある人に対する福祉施策をはじめ、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努めます。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※3 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

【2】計画の位置付け

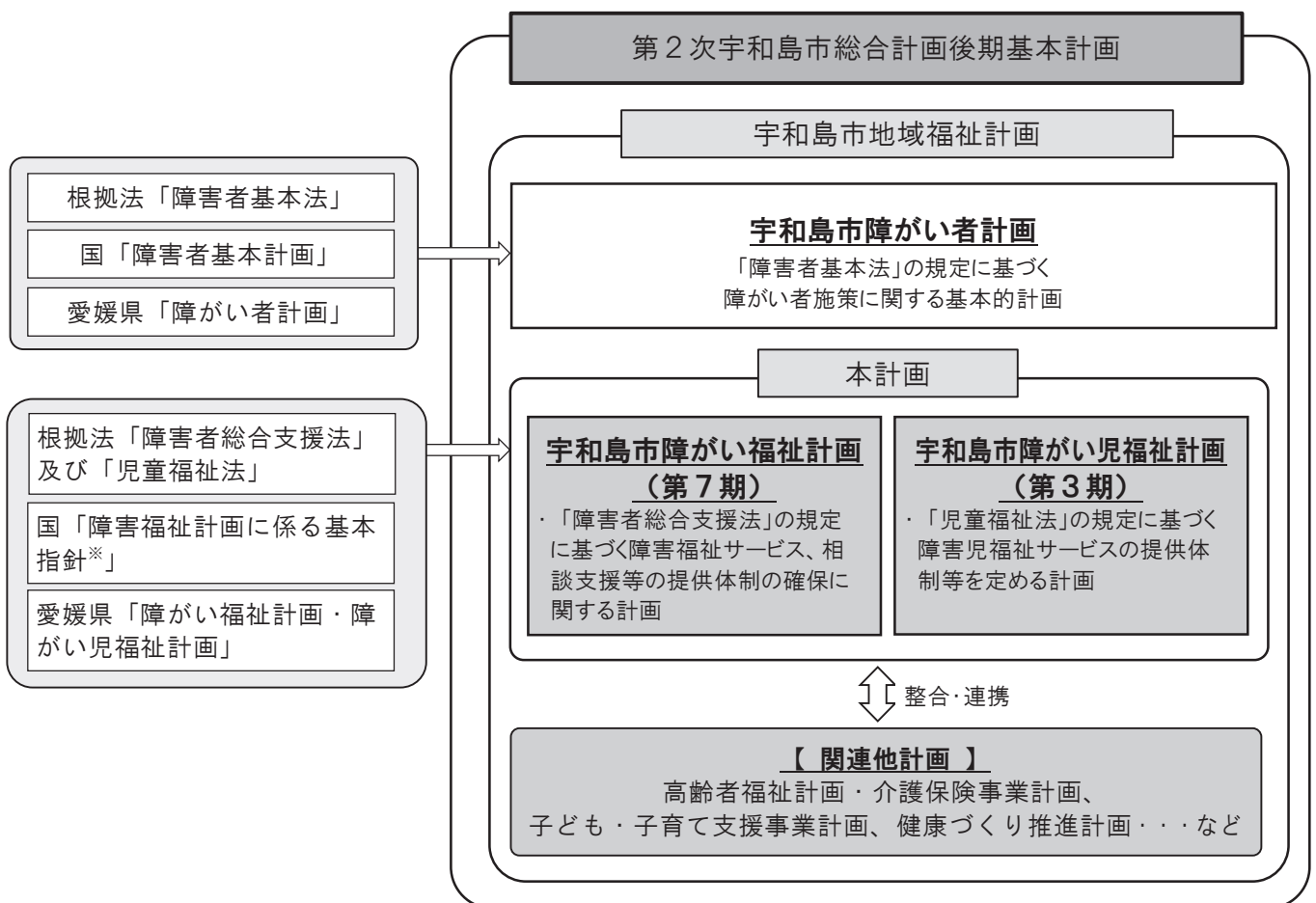
「宇和島市障がい者計画」は「障害者基本法」第 11 条の規定に基づく、長期的視点に立って障がいのある人の生活全般にわたる福祉施策を定める総合的な計画です。

一方、本計画は「障害者総合支援法」第 88 条及び「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

また、愛媛県の計画をはじめ、本市の最上位計画である「第 2 次宇和島市総合計画後期基本計画」をはじめ「宇和島市地域福祉計画」「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「宇和島市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

策定にあたっては、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がいのある人を取り巻く現状、並びにアンケート結果等に基づく障がいのある人のニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【 計画の位置付け 】



※ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後
(令和 5 年 5 月 19 日 子ども家庭庁 厚生労働省告示第一号)

【3】計画の期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
宇和島市障がい者計画	現行計画						次期計画		
本 計 画	障がい福祉計画	第6期			第7期(本計画)		第8期(次期計画)		
	障がい児福祉計画	第2期			第3期(本計画)		第4期(次期計画)		

【4】計画の策定方法

1 検討委員会における協議及び市民意見の反映

関係団体、組織の関係者などから構成される「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、市民から幅広く意見を募りました。

2 市民アンケート調査の実施

市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者を対象としたアンケート調査を郵送調査により実施しました。

調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査時期	令和5（2023）年8月
回収状況	配布数 1,000 人、有効回収数 396 人、有効回収率 39.6%

3 関係団体等調査の実施

市内の障害福祉サービス提供事業所及び障がい者支援関係団体を対象とし、現状やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリングシートによる調査を実施しました。

	障がい者支援に関する事業所調査	障がい者支援に関する関係団体調査
調査対象	障害福祉サービス提供事業所	障がい福祉関係団体
調査方法	郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）その他電子メール、手交等による回答を含む。	
調査時期	令和5（2023）年9月	
回答件数	22 事業所	8 団体